

年末年始の業務案内



市役所の一般業務は、12月29日(休)から1月3日(火)まで休みになります。このため、休みの前後は窓口が大変混み合います。届出や証明書の交付・納税などは早めに済ませましょう。

◆年末年始業務日程表 (○は業務実施、■はお休みです。)

	平成23年12月						平成24年1月				
	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)
市役所 (本庁・総合支所)	○	○	○	■	■	■	■	■	■	○	○
市民課関係 ・年末年始は、証明書の発行業務、住所移動(転入、転出届など)、パスポート業務(本庁)の受付などは行いません。 ・1月1日(日)の日曜開庁(本庁)はお休みです。 ・戸籍の届出は、本庁では本庁舎東側夜間受付で終日(死亡・死産届は午前8時30分から午後5時15分まで)、総合支所では市民福祉課窓口で午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。											
前原児童センター 日の出児童センター	○	○	○	■	■	■	■	■	■	○	○
本庄市保健センター	○	○	○	■	■	■	■	■	■	○	○
休日急患診療所	■	■	■	■	○	○	○	○	○	■	■
診療時間 午前9時～正午、午後1時～4時、午後7時～10時 診療科目 内科系疾患(健康保険証を持参してください。)											
ごみの収集	○	○	○	○	○	■	■	■	■	○	○
ごみ収集休止期間中は、各家庭で保管をお願いします。 ・可燃ごみ 年末は12月30日(金)まで、年始は1月5日(木)から収集を行います。 ・不燃ごみ 年始は1月4日(水)から収集を行います。 ・資源ごみ分別収集 1月3日(火)の収集区域(宮本町・泉町・上町・仲町・照若町・本町・南本町)の収集は、10日(水)に延期します。その他の区域は、収集日の変更はありません。 ・粗大ごみリクエスト収集 年内の最終申し込みは、次のとおりです。 本庄地域 申込締切 12月22日(木) 収集日 12月28日(水) 児玉地域 申込締切 12月20日(火) 収集日 12月23日(日)											
ごみの自己搬入	○	○	○	○	○	■	■	■	■	○	○
小山川クリーンセンター(☎28200)の受付時間は、午前8時40分から正午、午後1時から4時30分までです。											
し尿くみ取り 浄化槽清掃	○	○	○	○	■	■	■	■	■	○	○
児玉地域については、12月10日(土)までに業者にご連絡ください。 詳しいお問い合わせは、直接業者へ。											
図書館 (本館・児玉分館)	■	○	■	■	■	■	■	■	■	■	○
体育施設	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	○
循環バス	○	○	○	■	■	■	■	■	■	○	○

※ 休日急患診療所は、本庄市保健センター内にあります。

※ 体育施設とは、各体育館・グラウンド・テニスコート及び市民球場・武道館・弓道場のことです。

災害時の避難に手助けを希望する人の

登録を受け付けています！

市では、災害が起きたときに自力で避難することが困難な人（高齢者や障害者など）が安全・確実に避難できるようにするための「本庄市災害時要援護者避難支援プラン」を策定しました。

このプランにより、地域の共助を基本とした、地域における情報伝達や避難誘導などの避難支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざしていきます。

現在、市ではこのプランに基づき、「災害時要援護者登録台帳」への登録申請を受け付けています。

「災害時要援護者

避難支援制度」とは

ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする人に対して、隣近所のみならず、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員など、地域が連携して支援を行い、災害時の被害を最小限に抑えようとする制度です。

災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害が起きたときに自分を守ることに難しいために地域のみならずの支援を希望する人です。

支援内容と避難支援者

この制度では、災害時要援護者への支援として、日頃の声掛けなど地域の中での見守りを行い、災害時には、安否確認や避難の手助けなどを避難支援者の人にお問い合わせいただけます。

避難支援者とは、災害時に助け合える隣近所の人や、自治会、自主防災組織など地域のみなさんのことです。

なお、避難支援者には、できる範囲での支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。

登録申請（変更）・

登録取り消しの方法

登録を希望する人、登録済

みの人で変更がある人は、「本庄市災害時要援護者登録（変更）申請書兼個別支援計画書」に必要事項を記載のうえ、受付窓口の社会福祉課、介護いきがい課、市民福祉課いずれかへ提出してください。

登録者が施設への入所・転出・死亡等により登録を取り消す場合も届出をお願いします。「登録（変更）申請書・取消届出書」は市ホームページでダウンロードいただくか、受付窓口でも配布しています。

お気軽にご相談を…

市への相談のほか、お近くの民生・児童委員にお声掛けいただき相談することもできます。

登録された個人情報取り扱いについては、適正に管理し、普段からの支援と災害発生時の避難支援以外の目的には使用しません。

申請・お問い合わせ先

★制度全般に関すること…社会福祉課 ☎⑤ 1142・FAX② 1963

★障害者の登録に関すること…障害福祉課 ☎⑤ 1125・FAX② 1963

★高齢者の登録に関すること…介護いきがい課 ☎⑤ 1127
★制度全般、障害者、高齢者 FAX② 1630

市の公用封筒に

広告を掲載しませんか

市では、地域経済の活性化や財源の確保等を目的に有料広告事業を実施しています。今回、市が使用する公用封筒に掲載する有料広告を次のとおり募集します。

◎長形3号公用封筒（主に市役所の各課から市民、関係機関等への文書送付用）

募集期間 12月19日（月）まで（必着）

広告の規格等

①掲載位置 封筒裏面

②募集枠数 5枠

③枠の大きさ おおむね縦30mm×横85mm

④刷色 単色（黒）

⑤印刷枚数 30、000枚

⑥広告料 1枠当たり30、000円

⑦掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で、平成24年2月頃から4か月程度

申込 次の書類を郵送又は直

の登録に関すること（児玉総合支所）…市民福祉課 ☎⑦ 1331（内線313）・FAX② 1630

接企画課（市役所3階）へ提出
①有料広告掲載申込書（企画課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの）

②広告の原稿

③納税証明書（申込者が市外の場合）

④申込者の業務内容等がわかる書類

郵送先

〒367-8501

本庄市本庄3-5-3

本庄市役所企画課

注意事項

内容によっては掲載できない場合があります。

応募多数の場合は抽選等により掲載を決定します。

※詳しくは「本庄市有料広告事業取扱要綱」をご覧ください。企画課又は市ホームページで閲覧できます。

★企画課 ☎⑤ 1157